

## 3Dプリンター出力サービス利用規約

### 第1章 基本的合意

#### 第1条 (目的・成立・基本的合意)

1. 本規約は、本規約第2条第1項に定義する「3Dプリンター出力サービス」(以下、本サービスといいます)に関する条件を定めるものとします。
2. 本規約に従って、法人、その他団体のお客様(以下、お客様といいます)は、本サービスの提供を当社に委託し、当社はこれを提供することを受託するものとします。
3. お客様および当社は、本規約に定める内容を信義に則り誠実に履行するものとします。
4. 本サービスの本旨は、当社が善良なる管理者の注意義務をもって所定のサービスを提供することであり、その法的性質は準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約ではありません。
5. 本規約に定める一切の条件は、本サービスを利用する個々の利用者すべてに適用されるものとし、お客様は、本規約の一切の条件をお客様における利用者すべてに遵守させるものとします。
6. お客様は、本サービスの利用開始にあたって取引口座開設の可否の審査があることを承諾します。

### 第2章 本サービス

#### 第2条 (本サービスの内容)

1. 本サービスとは、お客様から当社に委託される以下の業務をいいます。なお、本サービスおよび本サービスの実施結果となる造形物(以下、造形物といいます)の提供に関する詳細な範囲・内容・条件等については、第4条第1項の本資料等および第6条第1項の個別見積書においてその都度定められるものとします。
  - ① 3Dプリンターを使用して造形物を造形する
  - ② 前号の造形物に塗装等の後加工を施す
  - ③ 前各号の造形物に、3Dプリンターによる方法以外の方法で追加の加工等を施す
  - ④ 第1号から第3号の業務に付帯または関連する業務
2. 当社は、その裁量にて、第12条に定める禁止事項に該当性の確認等を行ったうえ、本サービス実施可能性を判断し、本サービスの受託をしないことを選択できます。ただし、当社がかかる本サービス実施可能性の判断を行う義務を課すものではありません。
3. 本サービスは日本国内に所在し、日本語を解するお客様を対象に提供されるものとし、お客様はこれについて予め承諾するものとします。

#### 第3条 (再委託)

当社は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託する(当該再委託先から更に再委託することを含む)ことができるものとします。この場合、当社は当該再委託(当該再委託先が更なる再委託先に対して本契約において当社が負担する義務と同等の義務を負わせることを含む)先に対して、本契約において当社が負担する義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第4条（お客様による資料の提供）

1. お客様は、当社に対し、造形データとなる3D CADデータ等の本サービスの遂行に必要な資料等（以下、本資料等といいます）を、当社の指定する方法にて提供するものとします。
2. 前項の他、当社から本サービスの遂行に必要な本資料等の提供の要請があった場合、お客様は、当社に対し、これらを提供するものとします。
3. お客様が当社に提供する本資料等は、機密情報も含め、全てお客様の所有に属するものとし、当社は、本資料等をお客様から受領した場合、これを善良なる管理者の注意をもって保管および管理するものとします。
4. 当社は、本サービスの遂行に必要な範囲で、本資料等を複製できるものとします。
5. お客様が前各項により当社に提供する本資料等に関して、お客様の提供遅延によって当社の本サービスの履行遅滞が発生した場合、当社はその責を免れるものとします。
6. 当社は、本資料等の内容に関して本規約に明確に定めるものを除き一切関知せず、お客様が本資料等の内容に関して責任を負うものとします。
7. お客様は、不測の事態に備え、自ら本資料等を修復可能なようにデータのバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
8. 本資料等が、当社の責めに帰さない事由にて滅失、毀損、または漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第5条（本サービス個別事前相談・本資料等の変更）

1. お客様および当社は、本サービス実施の条件を確認するため、お客様が前条に従って当社に提供する本資料等に基づき、本サービスにより製造する造形物のイメージ確認、本規約上の制限の確認、資料等の変更必要性の検討等を含む個別事前相談を実施するものとします。
2. お客様および当社は、本サービス個別事前相談の結果、本資料等の内容およびその他本サービス実施の条件に合意した場合、次条の手続に移るものとします。
3. お客様または当社は、本サービス個別事前相談の結果、本資料等の変更が必要であると認めた場合、その変更の内容、理由等を相手方に通知することによって、本資料等の変更を提案することができるものとします。
4. 本資料等の変更は、前項の提案に基づき、お客様および当社間の協議により変更内容を合意したうえで、お客様が変更内容を反映させた本資料等を新たに作成することにより行われるものとします。なお、新たに作成された本資料等の変更管理の責任はお客様に帰するものとし、当社は、当該本資料等の変更管理の責任を負わないものとします。
5. お客様および当社が本資料等の内容（変更内容を含む）またはその他本サービス実施の条件に合意できない場合は、当社は、相手方への通知をもって、本規約の終了および本サービスの提供を終了することができます。

#### 第6条（見積書）

1. お客様および当社が前条第2項に基づき本資料等の内容およびその他本サービス実施の条件について合意した場合、当社は、本サービスの主要条件および当該条件に対応する納期を記載した個別見積書を、当社の指定する方法にてお客様に提出するものとします。
2. お客様は、前項の個別見積書の受領後、かかる個別見積書に記載される期間内に、個別見積書規定の条件への諾否を書面（電子メールおよびその添付ファイルを含む。以下、同じ）にて当社に連絡するものとします。
3. お客様が個別見積書に承諾をし、その旨を当社に通知したときに本サービスの提供契約（以下、サービス提供契約といいます）が成立します。

#### **第7条（本サービスの実施）**

1. サービス提供契約成立後、当社は本サービスに着手するものとします。
2. 当社は、本サービスに使用する3Dプリンターが当該3Dプリンターの仕様合致した形で動作するように3Dプリンターの操作を行うものとします。

#### **第8条（造形物の引渡し）**

1. 当社は、サービス提供契約所定の納期までに、造形物をサービス提供契約所定の納入場所に、当社指定の運送方法にて発送することでお客様に引き渡すものとします。なお、造形物の形状、材質等に関わらず、特別な運送方法は使用しません。
2. 当社は、造形物の発送および引渡しに際してお客様に対して必要な協力を要請できるものとし、お客様は当社から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとします。
3. 造形物に関する滅失または毀損等の危険は、当社による発送の前については当社が、発送後についてはお客様が、それぞれこれを負担するものとします。
4. 造形物の当社による発送をもって造形物の引渡しが完了するものとし、本サービスに関する当社の一切の義務は終了します。お客様は、造形物に関し当社に何らかの問い合わせがある場合は、造形物の受領日から5営業日以内に、当社に書面にて連絡するものとします。当社は、当該5営業日以内にお客様から何ら連絡がない場合は、お客様から受領した本資料等のデータを削除・廃棄します。なお、お客様が第6条第1項の個別見積書を受領した後、個別見積書に記載される期間内にサービス提供契約が成立しなかった場合、当社は、当該期間経過後、お客様から受領した本資料等のデータを削除・廃棄します。

#### **第9条（保証）**

当社は、お客様の本資料等に基づいて実施した本サービスの造形物を、現状有姿にてお客様に引渡すものとします。当社が本サービス実施にあたってお客様に提供した造形物の見本、造形物イメージ確認のための資料およびその他情報は、お客様の参考のために提供されるものであり、当社は、最終的にお客様に引き渡される本サービスの造形物がこれらの見本、資料、情報と完全に一致すること、お客様の目的に適合すること、商品性・商業的実施可能性を有すること、または第三者の権利を侵害しないことを含み、いかなる保証も行わないものとします。

#### **第10条（変更）**

当社がお客様に引渡した造形物に関し、お客様が造形物の変更、修補、改善等の何らかの要求を行った場合、これらの要求は、新しい本サービスの申し込みとして取り扱われます。お客様および当社は、本規約に定める手続に準じて、要求内容とこれに対応する対価、納期について、新しいサービス提供契約に合意する手続に移るものとします。

#### **第11条（支払い）**

1. お客様は、本サービスの対価としてサービス提供契約成立時に合意された金額を支払うものとします。
2. お客様は、前項に基づく支払いを、当社が発行した請求書の支払条件に従って行うものとします。

#### **第12条（禁止事項）**

お客様は、別表1に定める態様・目的にて、本サービスを使用してはならないものとします。

### 第13条（本サービスの終了）

当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様に通知することなく、直ちに本サービスの提供を終了することができるものとします。

- (1)本サービスの申込みおよびその他の手続きにおいて虚偽の事項を通知または記載したことが判明した場合。
- (2)本サービスを用いて第三者の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権もしくは営業秘密もしくはプライバシーを侵害した場合、または第三者の名誉や信用を毀損した場合。
- (3)公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合。
- (4)本規約に違反し、その程度が軽微でない場合。
- (5)その他当社が不適切であると判断する作為または不作為を発見した場合。

## 第3章 責任分担

### 第14条（不可抗力）

お客様および当社は、地震、津波、火災、洪水、台風、竜巻、またはその他の天災地変、テロ行為、戦争・騒乱、ストライキ、法令改正、行政行為、もしくはその他本規約の当事者の支配の及ばない事由によって生じた、本規約に定める各自の義務の不履行または履行の遅延に対して、相手方に対し責任を負わないものとします。

### 第15条（第三者の権利侵害）

お客様または当社と第三者との間に、本資料および造形物に関し第三者の権利侵害に関する紛争が生じたときには、お客様が自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

### 第16条（損害賠償責任）

1. お客様および当社は、相手方の責に帰すべき事由により本規約またはサービス提供契約に関連して自己に損害が発生した場合は、当該事由の直接的結果として現実に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償を相手方に請求できるものとします。但し、お客様が本サービスを自己または他人のサービスとして第三者に利用させたことに起因してお客様または第三者に損害が生じた場合については、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 前項の損害賠償の総額は、サービス提供契約の対価の金額を上限とします。
3. 前項の規定は、故意または重大な過失に基づく損害賠償については適用しないものとします。

### 第17条（法令規制等の遵守）

1. お客様は、本サービスで使用されている技術が外国為替および外国貿易法等ならびにアメリカ合衆国輸出管理規則およびその他関係国・地域の輸出管理規制により定められる貨物または技術に該当するものである場合には、これらの輸出もしくは日本国外への持ち出しにあたっては、外国為替および外国貿易法等ならびにアメリカ合衆国輸出管理規則等その他関係国・地域の輸出管理規制に定められる手続きを遵守するものとします。
2. お客様は、本サービスで使用されている技術およびその関連情報を、通常兵器、核兵器、生物・化学兵器、もしくはミサイルの開発または製造に関連する第三者へ輸出、販売または開示しないものとします。

## 第4章 契約期間

### 第18条 (サービス提供契約の終了)

1. 当社は、お客様が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せずサービス提供契約の一部または全部を終了することができるものとします。この場合、お客様は当社に対して、当社に生じた損害を賠償するものとします。
  - (1) 手形または小切手等が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - (2) 監督行政庁より営業の取消、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき。
  - (3) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき。
  - (4) 破産、特別清算、民事再生または会社更生手続きを申し立てられ、または自ら申し立てたとき。
  - (5) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
  - (6) 前各号の他、経営状態の悪化が認められるとき。
  - (7) 第20条(反社会的勢力との関係排除等)に定めるほか、お客様が同条に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (8) お客様が第13条(本サービスの終了)各号の何れかに該当し、当社がその治癒、取り止め、解消などを求めてもお客様がこれに応じなかったとき、もしくは応じる見込みがないと当社が判断したとき。
  - (9) 本規約上の義務を怠ったときまたはそのおそれが明らかであるとき。
  - (10) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
2. お客様に前項各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、当社の通知または催告を要せず、お客様は当然に期限の利益を喪失し、ただちにサービス提供契約の対価を含む当社に対する金銭債務全額を、一括して当社または当社が指定する第三者に対し現金にて支払うものとします。

## 第5章 一般条項

### 第19条 (機密保持)

1. サービス提供契約に関連して、相手方から秘密である旨を指定された情報(以下、秘密情報といいます。)を受領する当事者(以下、受領当事者といいます。)は、秘密情報につき秘密を保持し、情報を開示した当事者(以下、開示当事者といいます。)の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
  - (1) 開示の際、すでに公知となっていた情報。
  - (2) 開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
  - (3) 開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。
  - (4) 開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
  - (5) 開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。
2. 前項の規定にもかかわらず、当社は、本サービスの再委託先に対しては、本項の義務を課すことを前提として、本サービス実施の目的において秘密情報を開示できるものとします。また、当該再委託先は、更なる再委託先に対して、本項の義務を課すことを前提として、本サービス実施の目的において秘密情報を開示できるものとします。
3. 本条第1項の規定にもかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要がある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

## 第20条（反社会的勢力との関係排除等）

1. お客様および当社は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます）若しくは業務従事者または本規約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。
  - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様および当社は、本規約における各自の義務の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. お客様および当社は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
  - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
  - (2) 自ら若しくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
    - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
    - ② 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
    - ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
    - ④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
4. お客様または当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス提供契約を解除することができるものとします。この場合、お客様または当社は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

## 第21条（権利義務の譲渡等）

お客様は、サービス提供契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとします。但し、当社の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

## 第22条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

## 第23条（協議）

お客様および当社は、本規約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

## 第24条（管轄裁判所）

お客様および当社は、本規約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### **第25条（分離可能性）**

1. 本規約のいずれかの規定が、本規約に適用される強行法規に違反する場合、当該条項はその効力を有しないものとします。
2. 本規約のいずれかの規定が、理由の如何にかかわらず、無効、違法または強制不能と判断された場合においても、本規約の残りの規定の有効性、適法性および執行可能性は、影響を受けず、法令で許容される最大限度までの効力を有するものとします。

#### **第26条（自己サービスとしての利用の禁止）**

お客様は、当社の事前の書面承諾なくして、本サービスを自己または他人のサービスとして第三者に提供してはならないものとします。

#### **第27条（本規約の変更）**

当社は、本規約を必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページに掲載するなど当社所定の方法でお客様に通知するものとします。本規約の変更は当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失うものとします。

以上

別表1

禁止事項

- ・造形物が銃砲刀剣類所持等取締法に違反する場合
- ・造形物が殺傷能力を持つ可能性がある場合
- ・造形物がその他公序良俗に反する可能性がある場合
- ・本サービスの実施または造形物によって第三者の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権もしくは営業秘密もしくはプライバシーを侵害する可能性がある場合、または第三者の名誉や信用を毀損する可能性がある場合、その他第三者の権利を侵害する可能性がある場合

2021年11月1日改定